

令和7年度

青少年健全育成事業の概要



長野市教育委員会

青少年健全育成都市宣言

次代の日本を担い、明日の長野市を築く者は、青少年である。

青少年が、心身共に健康にして、広い視野と正しい見識を培い、豊かな情操と高い徳性を養い、その誇りと責任を自覚し、能力を十分に発揮して、有為の人材として成長することは、親の責務であり、市民の願いである。

この願いを実現し、青少年の輝かしい未来を開くため、すべての市民がその姿勢を正すとともに青少年の問題について一層の関心を高め、積極的に青少年の育成に努めるよう、ここに決意を新たにして長野市を「青少年健全育成都市」とすることを宣言する。

- 1 市民の英知を結集し、積極的に青少年の育成に努めよう。
- 1 よい環境をつくり、たくましく明るい青少年の育成に努めよう。
- 1 自主性を確立し、連帯性に富む青少年の育成に努めよう。

昭和 52 年 10 月9日

長 野 市

長野市教育の基本理念

明日を拓く深く豊かな人間性の実現

長野市は 市民の皆様とともに

広い視野から 思いやりの心を育み

自律心や豊かな情操 創造力を養い

自然と文化あふれる郷土に 誇りを抱き

明日を拓くための 深く豊かな人間性の実現をめざします

昭和 62 年5月制定

平成 23 年 12 月改定

第三次長野市教育振興基本計画

令和4年4月施行

教育基本法第17条第1項の規定に基づく国の教育振興基本計画を踏まえながら、本市の教育の基本的な方針や講ずべき施策について、平成24年度から28年度を計画期間とする「長野市教育振興基本計画」、平成29年度から令和3年度を計画期間とする「第二次長野市教育振興基本計画」を策定してきました。本計画についても、長野市総合教育会議での意見等を踏まえ第二次計画に引き続き長野市長が定める「大綱」として策定するものです。

◎基本的方向と令和4年度から令和8年度までの5年間に重点的に取り組む基本施策

基本的方向1 生きる力を育成する学校づくりの推進

- 基本施策1 学び続ける教職員の資質・能力の向上
- 基本施策2 発達段階に応じた教育の推進
- 基本施策3 インクルーシブな学校づくりの推進
- 基本施策4 安全・安心で健やかな成長を支える学習環境の整備

基本的方向2 共に学び合い育ち合う地域づくりの推進

- 基本施策1 協働を通じた教育力の向上
- 基本施策2 協働を通じた地域づくりの推進

基本的方向3 生涯学習と社会参画の環境づくりの推進

- 基本施策1 豊かな生活につながる生涯学習・社会参画の推進
- 基本施策2 学びを支える生涯学習環境の充実
- 基本施策3 魅力あふれる歴史文化遺産の保存と活用

目 次

青少年健全育成都市宣言	1
長野市教育の基本理念	2
第三次長野市教育振興基本計画	3
目次	4
青少年健全育成の目標と方策	6
令和6年度青少年健全育成事業実施状況	7
第1 青少年健全育成推進のための家庭・地域・学校連携事業	
1 家庭・地域・学校連携事業	7
第2 青少年健全育成事業	
1 青少年健全育成環境浄化強調月間	8
2 リーダーの育成	
(1) 子ども会リーダー養成事業	9
(2) 成人指導者研修会	11
3 指導者団体等	
(1) 長野シニアリーダーズクラブ	12
(2) 成人指導者の会	13
(3) 動く子ども広場「すこやか号」	13
4 青少年社会参加事業	
(1) 長野市子ども会キャンプのつどい	15
5 青少年健全育成施設	
(1) 長野市青少年錬成センター本館	16
(2) 長野市青少年錬成センター分館	18
6 長野市青少年健全育成審議会	20

7	青少年健全育成行事	
(1)	長野市青少年健全育成フェスティバル	21
(2)	長野市青少年健全育成情報交換会	21
8	青少年健全育成補助事業	
(1)	長野市子どもわくわく体験事業補助金	22
9	家庭教育力向上	
(1)	長野市家庭教育力向上事業	25
(2)	長野市家庭教育力向上啓発事業	26
(3)	家庭教育講座	26

資 料

1	長野市青少年保護育成条例関係	
(1)	長野市青少年保護育成条例	28
(2)	長野市青少年保護育成条例施行規則	36
2	長野市青少年錬成センターの設置及び管理に関する条例	43
3	長野市少年育成センター条例関係	
(1)	長野市少年育成センター条例	49
(2)	長野市少年育成センター条例施行規則	50
4	長野市子どもわくわく体験事業補助金交付要綱	53
5	令和7年度 長野市青少年健全育成審議会委員名簿	55

青少年健全育成の目標と方策

1 青少年健全育成の目標

長野市は「青少年健全育成都市宣言」（昭和 52 年）をし、さらに「長野市青少年保護育成条例」（昭和 53 年制定、平成 14 年全部改正）を制定した。これらを踏まえて示された「長野市教育大綱」（昭和 62 年）を現在は「長野市教育の基本理念」とし、この理念の実現を目指す「長野市教育振興基本計画」にのっとり、未来の長野市を築く担い手としての青少年が、敬愛の心を基底に実践力を備え、責任感の強い心身ともにたくましく、創造力豊かで、国際性に富んだ広い視野と深い洞察力を持った人間に成長することを目標とする。

2 青少年健全育成の方策の重点

青少年の健全育成は家庭・地域・学校や関係機関、諸団体の緊密な連携と市民参加によって実を挙げる努力が一層必要である。

（1）健全育成

- ① 家庭の教育力の向上
- ② 地域の教育力の向上
- ③ 家庭・地域・学校・事業所の連携・協働の充実

（2）保護育成

- ① 巡回指導活動、環境浄化活動、少年相談活動、広報・啓発活動、研修活動、諸機関との連携

令和6年度青少年健全育成事業実施状況

第1 青少年健全育成推進のための家庭・地域・学校連携事業

1 家庭・地域・学校連携事業

家庭、地域及び学校は、お互いの諸問題や課題を明確にし、その解決のために連携を密にして相互理解や信頼を深め、諸事業や行事等を通して青少年の健全育成を図る。

- (1) 地域の健全育成に関する研修会・行事に学校の助言・協力を得る等、地域における学校の教育力の活用及び学校における地域の自然・文化の教材化、地域の人材の学校教育への協力、学校行事等に地域が協力・支援するなどにより、地域と学校の交流を深める。
- (2) 学校と連携して地域ぐるみで、青少年に悪影響を及ぼす環境の浄化を図り、青少年が心身共に健やかに育つ環境作りに努める。
- (3) 家庭・地域・学校の連携のもとに、青少年の地域における伝統的・文化的行事への参加、子ども会活動、環境美化、挨拶運動、老人ホーム等福祉訪問などの青少年の健全な社会参加を進める。
- (4) 地域の青少年育成諸機関の連携を密にし、各々の育成活動を互いに補い、高め合って効果があがるよう努める。

第2 青少年健全育成事業

1 青少年健全育成環境浄化強調月間

(1) 趣 旨

昭和 52 年 10 月 9 日青少年健全育成都市宣言、翌 53 年 10 月 1 日青少年保護育成条例の施行（平成 14 年 9 月 27 日全部改正）、また、旧青少年育成地区会議が 26 地区にでき、旧青少年育成市民会議が発足。（平成 17 年の合併により旧青少年育成地区会議は 30 地区に結成）

この期に、10 月を強調月間として設定し、期間中は青少年の生活環境浄化を図ることを目的として、青少年育成の意識の高揚と青少年健全育成都市宣言の主旨の徹底を図る。

(2) 月間中の事業

青少年健全育成環境浄化強調月間のポスターの掲示により市民の意識の高揚を図る。

- ・環境浄化活動の実施
- ・青少年健全育成フェスティバルの開催
- ・ポスター・標語・作文の展示

(3) 主 催 者

長野市、長野市教育委員会

2 リーダーの育成

(1) 子ども会リーダー養成事業

① 子ども会

子ども会とは、地域を基盤とした異年齢の子ども集団が、自主性をもって活動する組織である。年齢は4歳から中学生までで、遊びを通し社会性や創造性などを養うことがねらいである。

② 子ども会活動とリーダー

青少年の健全な育成を図る上で、地域を基盤として、縦のつながりを基本とする子ども会活動は重要である。遊びを通し、楽しみのうちに社会性を育て、組織の運営を自分たちで行うことで自主性や創造性などを養うことができる「子ども会」を育てるために、子どもたちを指導・助言するリーダーが必要となる。

③ 指導者の種類と役割

ア インリーダー

インリーダーとは、子ども会の内部のリーダーのことであるが、本市では特に子ども会の会長、班長等がこれにあたる。

イ ジュニアリーダー

子ども会活動に日常的に参加し、子どもたちの遊び相手、相談相手として指導・助言にあたるリーダーのこと。子ども会内部から育つこと、また、必要な知識や技術を習得し自身も成長することが望ましい。小学5・6年生、中学生をあてる。

ウ シニアリーダー

ジュニアリーダーの研修基準を修了したリーダーで、引き続きリーダー活動を行う者。ジュニアリーダーのように子ども会指導にあたるほか、ジュニアリーダーを養成する役割も担う。高校生をあてる。

④ 長野市子ども会リーダー研修会

子ども会活動を推進するため、ジュニア・シニアリーダーを養成することを目的に開催した。

ア 主 催 長野市教育委員会

イ 対 象 小学5・6年生、中学生、高校生

子どもが好きで、子ども会活動やボランティア活動に興味がある人

ウ 研修生（令和6年度参加者）

〔一般〕 小学4年生 4名

〔ジュニア〕 小学5年生 8名 小学6年生 9名

中学1年生 2名 中学2年生 7名 中学3年生 1名

〔シニア〕 高校1年生 8名 高校2年生 8名 高校3年生 1名

合計 48名

エ 研修期間 令和6年4月～令和7年3月

オ 令和6年度 長野市子ども会リーダー研修会研修内容（参加者のべ118人）

日 時	場 所	研修テーマ	内 容
4月28日（日）	ふれあい福祉センター	・年齢の違う友達と道具を使わずに楽しめるレクリエーションで遊ぼう 参加者：22人	・オリエンテーション ・アイスブレイキング ・子ども会とリーダーについて ・レクリエーション
6月9日（日）	青少年錬成センター	・野外炊飯などの野外活動を体験しよう 参加者：23人	・KYT（危険予知トレーニング） ・野外炊飯
9月8日（日）	ふれあい福祉センター	・もしものときに役に立つ救急法を学ぼう 参加者：15人	・救急法講習 ・工作 ・レクリエーション ・ダンス
10月6日（日）	ふれあい福祉センター	・高校生・社会人になっても役に立つ、計画の立て方・会議の進め方を学ぼう 参加者：14人	・計画の立て方と会議の進め方について ・グループディスカッション
12月14日（土）	ふれあい福祉センター	・おにいさん・おねえさんとレクリエーションや工作を楽しもう 参加者：20人	・レクリエーション企画の立案 ・レクリエーション発表 ・工作（ゆきだるまランタン）
3月23日（日）	ふれあい福祉センター	・みんなで話し合って、意見の伝え方・人前での話し方を学ぼう 参加者：24人	・グループディスカッション ・プレゼンテーション ・レクリエーション ・参加者表彰式

(2) 成人指導者研修会

子ども会活動に関心と興味を持ち、現に活動または活動しようとする方などを対象として、いろいろなものの制作活動の技術習得や指導方法などについて研修を深めるとともに、指導者自身の人間的な成長を図ることを目的として開催している。

ア 受講者数 47 人

イ 令和6年度成人指導者研修会内容

日	時	場 所	参加者数	研 修 内 容
5 月 26 日 (日)	10:00～15:00	吉田公民館	11 名	・ ステンドグラス ・ 年間計画と派遣指導方法検討
7 月 7 日 (日)	10:00～15:00	柳原交流センター	11 名	・ パクパク人形 ・ ビックリコップ ・ 取替式簡単万華鏡
8 月 25 日 (日)	10:00～15:00	吉田公民館	10 名	・ ひっくりカエル ・ 筒型飛行機 ・ プルバックカー ・ 空気砲
11 月 2 日 (土)	10:00～15:00	大豆島公民館 大豆島公園	3 名	・ ネイチャーゲーム ・ 紙トンボ
1 月 19 日 (日)	10:00～15:00	吉田公民館	12 名	・ ゴロゴロおばけ ・ ダンシングアニマル ・ 割り箸鉄砲 ・ マジックハンド

3 指導者団体等

(1) 長野シニアリーダーズクラブ

リーダー研修会に参加するシニアリーダーで組織する。市内の子ども会、育成会への派遣指導や市の事業に協力すると共に自主研修を行う。長野市教育委員会が指導・助言にあたる。

① 会員（令和6年度）

	男子	女子	計
高校1年生	2名	6名	8名
高校2年生	2名	7名	9名
高校3年生	0名	1名	1名
合 計	4名	14名	18名

② 活動内容

- ・市の事業への協力（リーダー研修会、長野市子ども会キャンプ等の企画・運営）
- ・育成会の事業への派遣・指導（インリーダー講習、レクリエーション等）
- ・定例会（市事業開催日1か月前より毎週1回）
- ・総会（年1回）
- ・自主研修 など

	定例会	研修会※
令和4年度	23回	5回
令和5年度	26回	6回
令和6年度	29回	6回

※自主研修含む

③ リーダー派遣

- ・派遣できる団体等
子ども会、育成会、住民自治協議会 など
- ・派遣でできること
レクリエーション、会議等の企画運営のアドバイス など
- ・派遣場所
申請団体の活動実施場所（ただし、市内に限る）
- ・申し込み

実施予定の1ヶ月前までに、派遣申請書を家庭・地域学びの課に提出。

	派遣回数
令和4年度	1回
令和5年度	1回
令和6年度	1回

※シニアリーダーの対応が難しいため、現在派遣申請受付を停止中。長野リーダーズクラブの協力により実施。

(2) 成人指導者の会

成人指導者研修会参加者で組織する。自主研修の他、子ども会育成事業・地域でのフェスティバル・行事等を支援する。

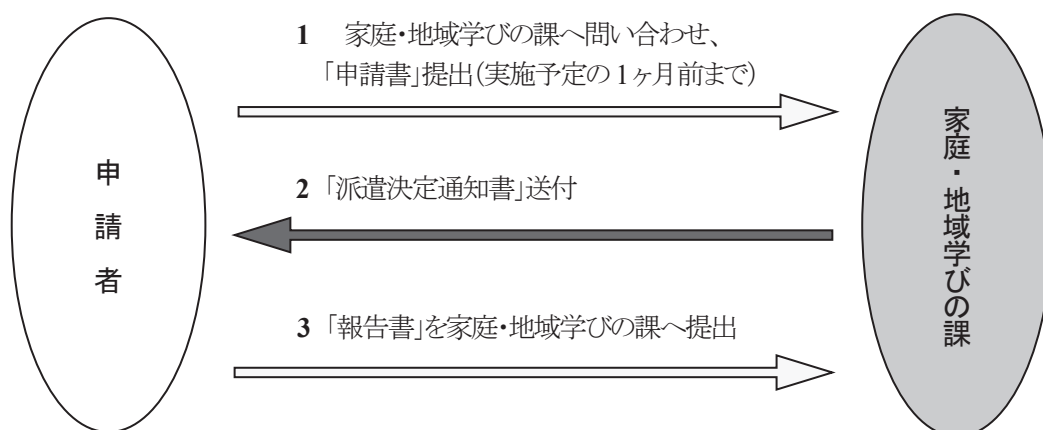
- ① 会員（令和6年度）13名（男6名・女7名）
- ② 派遣できる団体等
住民自治協議会、子ども会、育成会、公民館、小学校PTA など
- ③ 派遣日
学校の春・夏・冬休みなどいつでも
- ④ 派遣場所
市内の公民館・学校敷地内・公園など
- ⑤ 申し込み
実施予定の1ヶ月前までに家庭・地域学びの課（電話 224-5082）へ相談の上、派遣申請書を提出。

(3) 動く子ども広場「すこやか号」

子ども会活動を育成・活性化するために申請により派遣し、地区の子ども会活動を通して集団活動を継続させ、社会性・自主性・創造性を育てることを目的としている。

- ① 派遣内容
工作道具などの貸出し
- ② 派遣できる団体等
住民自治協議会、子ども会、育成会、公民館、小学校PTA など
- ③ 貸出内容
・遊び用具（竹馬・けん玉・こま・お手玉 など）
・工作用具（油性マジック・はさみ・カッター・ものさし など）
- ④ 派遣日
学校の春・夏・冬休みなどいつでも
- ⑤ 派遣場所
市内の公民館・学校敷地内・公園など
※ 工作材料・会場の手配などは、申請者側で行うこと。
- ⑥ 実施する時間帯
原則1回 2時間まで （例）午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分など

⑦ 申し込み



⑧ 「すこやか号」派遣について

工 作 … 刃物を使用する工作は、小学3年生以上が対象。

安 全 … 申請者は子どもの安全確保に努めること。

⑨ 令和6年度派遣先等内訳表

項目 / 月		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
①	指導者派遣件数	2		2	2	1	3		2	2				14 件
②	指導者派遣者数	3		8	4	1	6		3	12				37 名
③	工具のみ							1				1		2 件
④	派遣費用市負担				1		2	1						4 件
⑤	派遣費用申請者負担	2		1	1	1	1		2	2		1		11 件
⑥ 内容別回数	遊 び			1										1 回
	工 作	1		1	1		2		2	1				8 回
	バルーンアート	1			1	1				1				4 回
	パネルシアター						1							1 回
	その他													回
⑦ 年代別	幼 児	9			14	8	7		6					44 名
	小学生	15			10		34		27					86 名
	中学生	1							7					8 名
	大 人	19			15	10	18		47					109 名
	年代区分なし													名
⑧	参加者合計数	44			39	18	59		87					247 名

④ 派遣費用長野市負担：子ども会、育成会

⑤ 派遣費用申請者負担：住民自治協議会、その他の育成団体（※市主催事業含む）

※ 10/19青少年健全育成フェスティバル 約350人、11/16若槻総フェスティバル 約830人

4 青少年社会参加事業

(1) 長野市子ども会キャンプのつどい

① 開催趣旨

ア 子どもたちが、豊かな自然の中での生活を通して、心身を鍛え、豊かな人間性を育む機会とする。

イ 子ども会リーダー活動の一環として、ジュニアリーダー（中学 2～3 年生）及びシニアリーダー（高校生）がスタッフとなり、活動プログラムの作成及び運営を行い、リーダーとしての資質向上を図る。

② 主 催 長野市教育委員会

③ 協 力 長野シニアリーダーズクラブ、長野リーダーズクラブ

④ 日 時 令和 6 年 7 月 27 日（土）9:00～16:00

⑤ 開催場所 長野市青少年錬成センター（長野市大字山田中 2100）

⑥ 参 加 者 長野市内在住の小学校 4 年生～中学校 3 年生
21 名（小学生 17 名、中学生 4 名）

⑦ 参加費用 250 円（保険料）

⑧ スタッフ 13 名（中学 2～3 年生 3 名、シニアリーダー 10 名）

⑨ 内 容 野外炊飯、ウォークラリー、思い出作り など

5 青少年健全育成施設

(1) 長野市青少年錬成センター本館

① 目 的

自立、協同、友愛、奉仕の精神をモットーに屋内、屋外での各種活動を通して、明るく、たくましい、心身ともに健全な青少年の育成を図るための社会教育施設である。

② 利用できる団体等

青少年の健全育成のために利用する社会教育関係団体、幼稚園、保育園、小・中学校、高校等の教育機関。

③ 利用期間

毎年4月1日から翌年の3月31日まで

休館日 毎週月曜日（祝日に当たるときはその翌日）。12月29日～1月3日。

※ キャンプ場は特に期間の定めはしていませんが、11月～4月は凍結防止のため水道が使えません。

④ 利用料

ア 食費、シーツ・枕カバークリーニング代、暖房費等は実費

イ 宿泊室を利用する場合（1人につき）

ウ 宿泊室利用料（1人あたり）※税込み

区 分	市 内 居 住 者		市 外 居 住 者	
	日 帰 り	宿 泊（1泊）	日 帰 り	宿 泊（1泊）
小・中学生	50 円	100 円	150 円	310 円
高 校 生	150 円	310 円	360 円	730 円
引 率 者	260 円	520 円	780 円	1,570 円
一 般	520 円	1,040 円	1,040 円	2,090 円

エ キャンプ場利用料金（テント1張1泊につき）※税込み

区 分	市内居住者	市外居住者
保育園、幼稚園、小・中学生、高等学校または社会教育団体が、高校生以下の者を対象とする青少年の健全育成を目的とした活動に利用する場合	無料	780 円
上記以外の場合	1,570 円	2,090 円

⑤ 施設案内

ア 場 所 〒380-0876 長野市大字山田中 2100 番地 Tel229-3731（FAX 共通）

標高 785m、敷地面積 59,875 m²

イ 開所年月 昭和 57 年 4 月

（昭和 63 年新館増築・6 月 1 日オープン、平成 9 年野外教育施設設置）

ウ 施 設

(ア) 宿泊棟 定員 132 名

新館 (1,426.7 m²) 10 畳×18 室、8 畳×1 室、保健室×1 室

食堂兼研修室 1 室、トイレ、洗面所、浴室 等

旧館 (217.3 m²) 14 畳×2 室、厨房 1 室（食器等有）、食堂兼研修室 1 室、トイレ、洗面所、

倉庫 等

(イ) 体育館 (390.6 m²) 柔剣道場、倉庫

(ウ) 管理棟 野外炊事具倉庫

(エ) 工作棟 工作台、土練機、ロクロ（手動、電動）、流し台、作品棚

エ 屋外施設（一部老朽化により使用不可の場合あり）

(ア) キャンプ場 120 名収容（テント）炉 16 基、流し台、水道、トイレ

(イ) 冒険遊具、アスレチック（全長往復 200m）

(ウ) 多目的グラウンド（5,000 m²）、駐車場（18 台可）

(エ) 屋外トイレ、自由広場（芝生）、展望広場、野外彫刻～音の世界へ（目をとじて）～

(オ) 集いの広場（国旗・市旗・団体旗掲揚）、グリーン広場（キャンプファイヤー）

オ 近隣施設 富士の塔

カ 貸出用具 天体望遠鏡(70mm)、双眼鏡、星座早見表、ミニアンプ、卓球用具、バドミントン用具、バレーボール用具、ソフトボール用具、野球用具、サッカーゴール、相撲マット、柔道着、剣道用具

⑥ 管理運営

平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者に管理運営を委託している。

⑦ 令和 6 年度錬成センター本館利用状況（延べ利用者数）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
高校生以下	150	223	283	161	365	117	172	141	24	91	382	60	2,169 人
一 般	83	111	125	62	218	74	96	70	20	15	51	22	947 人
計	233	334	408	223	583	191	268	211	44	106	433	82	3,116 人

(2) 長野市青少年錬成センター分館

① 目的

自立、協同、友愛、奉仕の精神をモットーに屋内、屋外での各種活動を通して、明るく、たくましい、心身ともに健全な青少年の育成を図るための社会教育施設である。

② 利用できる団体等

青少年の健全育成のために利用する社会教育関係団体、幼稚園、保育園、小・中学校、高校等の教育機関。

③ 利用期間

毎年5月1日から10月31日まで

休館日 毎週月曜日（祝日に当たるときはその翌日）、12月29日～1月3日

④ 利用料 本館に同じ

⑤ 施設案内

ア 場 所 〒380-0876 長野市大字山田中 2574 番地 TEL：229-3350（FAX 共通）

標高 725m

イ 開所年月 平成 13 年 5 月

ウ 施 設 宿泊棟 定員 40 名

鉄骨 3 階建 (1,189 m²) 2、3 階

2 階 宿泊室〔洋室 2 室 (各 56 m²、定員 8 名)、和室 1 室 (66.5 m²、定員 24 名)〕

自炊室 1 室、食堂 1 室

3 階 研修室 (洋室) 5 室

⑥ 令和 6 年度青少年錬成センター分館利用状況（延べ利用者数）

月 分類	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
高校生以下		15	0	1	39	0	0						55 人
一 般		99	0	3	37	0	0						139 人
計		114	0	4	76	0	0						194 人

⑦ 令和6年度青少年錬成センター（本館・分館） 自主事業一覧

事業名	実施日	参加者数	内 容
親子で陶芸体験	4月20、21日	3名 7名	粘土を手びねりで自由に成形し、陶芸を体験させた。（焼成後、引渡し。）
親子でカレー作り	5月12日	16名	参加者合同のカレー作り（大鍋使用）。子供たちの自主性・協調性が醸成された。
親子で竹馬作り	7月15日	6名	親子で協力してオリジナルの竹馬を作り、参加者全員が竹馬に乗ることができた。
こども陶芸体験	8月10、18、21日	17名	初めての手ろくろで悪戦苦闘しながらカップの成形までを体験させた。
親子BBQ	9月1日	26名	薪を使つての炊事体験により、野外活動能力の向上及び親子の関係強化図ることができた。
親子で芋煮会	10月20日	14名	参加者合同の芋煮作り（大鍋使用）。子供たちの自主性・協調性が醸成された。
親子でしめ縄リース作り	12月8日	10名	親子にしめ縄リースづくりを体験させた。初めてのしめ縄作りを体験し、概ね修得できた。
親子で餅つき	12月22日	8名	近年、餅つきの体験が少なくなり、貴重な経験でしたと好評を得た。（インフルエンザ、降雪等の為、当日3家族12名キャンセル）
親子でやしょうま作り	2月16日	16名	親子でやしょうま作りをし、郷土の伝統菓子の継承を図った。作り方等を丁寧に教えて、自宅でもできそうだと高評価を得た。
親子でおやき作り	3月9日	10名	親子でおやき作りを丁寧に教えて、自宅でもできそうだと高評価を得た。

6 長野市青少年健全育成審議会

(1) 趣 旨

市民参加による公正で開かれた市政を一層推進するため、昭和60年4月から市が行うさまざまな事業の企画や立案、政策の決定などの過程で、広く市民の皆様のご意見や専門的な知識を反映させるために設置。原則として公開し、市民の皆様にご傍聴していただく制度を設けている。

(2) 委員構成及び審議会

- ① 委員数 20人以内
- ② 委員構成 民間諸団体の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員、公募委員、市長が必要と認める者

(3) 審議される内容

- ① 青少年の健全育成に関する事
- ② 青少年の保護育成に関する事

(4) 令和6年度青少年健全育成審議会開催状況

開 催 日	出席委員	主 な 議 題
令和6年7月4日（木）	13名	・家庭・地域学びの課（青少年担当）の事業について ・ながのこども館「ながノビ！」の視察について

7 青少年健全育成行事

(1) 長野市青少年健全育成フェスティバル

青少年の生活環境浄化を図ることを目的として、青少年育成の意識の高揚と青少年健全育成都市宣言の主旨の徹底を期するため、10月の「青少年健全育成環境浄化強調月間」の活動の一環として開催するもの。

日 時 令和6年10月19日（土） 13:30～16:00

場 所 長野市若里市民文化ホール

内 容 [第1部] 青少年健全育成講演会

講演会 「夢を叶える力」

講 師 元宝塚歌劇団星組 朱紫 令真 さん

[第2部] かがやく子どもON ステージ

① 青少年健全育成作品コンクール表彰式

(標語、作文、ポスター 各「健全育成部門」「家庭の日部門」の最優秀賞と優秀賞の表彰)

② 地域の子どもたちのステージ 「裾花小学校合唱部」「青木島剣道少年団」のみなさん

(2) 長野市青少年健全育成情報交換会

各地区の青少年健全育成に関する活動状況について情報交換等を行うとともに、国や県の動向を地区へお伝えし、より一層の青少年の健全育成を図る場として開催するもの。

開 催 日	参加人員	主 な 内 容
令和6年5月18日（土）	37名	・家庭・地域学びの課の事業計画発表等 ・少年育成センターの講演 ・成人指導者の会の活動紹介 ・長野シニアリーダーズクラブの紹介 ・質疑応答、情報交換

8 青少年健全育成補助事業

(1) 長野市子どもわくわく体験事業補助金

長野市内の各地区青少年健全育成諸団体が、子どもの健全育成を進めるために実施する子どもの体験活動の内容とする事業に対し、その経費の一部を補助することによって、地域社会の要求に応えとともに、子どもたちにとって有意義な地域での体験活動の機会が増えるよう支援することを目的としている。

※ 子どもとは、満4歳～中学3年生までの者をいう。

① 対象団体

- ア 各地区の住民自治協議会
- イ 単位子ども会育成会
- ウ 地域公民館
- エ 小中学校単位PTA
- オ その他青少年の健全育成に資する団体として教育委員会が認める団体

② 対象となる事業・活動

- ア 子どもを対象とする体験活動であって、下記の内容のもの。
 - (ア) 自然体験活動（キャンプ、自然観察、魚つかみとり体験など）
 - (イ) 生活体験活動（調理体験、自炊体験、宿泊体験など）
 - (ウ) 歴史伝統知恵の継承活動（しめ縄作り、神楽体験、地区の史跡めぐりなど）
 - (エ) 科学・工作体験活動（科学実験教室、工作教室、凧作り、木工体験など）
 - (オ) その他、子どもの健全育成に資すると認められる、子どもの手による体験活動
- イ いずれの活動も「地域の子どもたちの異年齢集団活動」、「地域の子どもたちと大人が広く世代間交流できる事業・活動」、「子どもが自主的に企画・運営に参加する事業・活動」などであることとする。
- ウ 子どもの体験活動に参加する子どもの人数が5人以上であること。
- エ 補助の対象となる経費が、5,000円以上の事業・活動であること。

③ 補助対象経費

- ア 「材料費（食材以外）」、「食材費」、「報償費」、「使用料・賃借料」及び「印刷製本費」とする。（一部経費について、上限額の設定あり）
- イ 全ての経費について、子どもの活動に関するもののみ対象とする。（大人の施設利用料、スキーリフト券等は対象外）
- ウ 備品費、交通費、個人からの借用品に対する謝礼等については補助対象外とする。

④ 補助金の額

補助金対象経費の3分の2以内とし、かつ1事業につき10万円を限度とする。(千円未満は切捨て)。
なお、補助金の申請回数は1団体につき年2回までを限度とする。

⑤ 対象とならない事業・活動

ア 別団体(実行委員会を含む)が主催する行事へ参加するだけの事業・活動

イ 地区全体の人向けの行事に参加する事業・活動(主に大人を対象とした事業へ子どもが参加するようなもの)

ウ ドッジボール大会などのスポーツ活動(ただし、スキー・スケートは地域特性を活かした活動のため、対象とする。)

エ バーベキュー・お楽しみ会・すいか割り大会・花火大会・クリスマス会・果物狩りなどのレクリエーション・レジャー要素が高い事業や交流活動(ただし体験活動は可とする)

オ 工作キット(ドライバーなどの工具等または素手で簡単に組み立てられるようなもの)を作るだけの事業・活動

カ 映画、演劇、マジック等を鑑賞する事業・活動

キ 他の補助金などの交付を受けている事業・活動

ク 学校の宿題を行う勉強場所の提供的な事業・活動

ケ 学校教育・職業体験を目的として行う事業・活動(PTAバザーを含む)

コ 参加募集の際に、学年または年齢で制限すること

サ 同一事業について、複数団体から申請すること

⑥ 申請書の提出

- ・補助金交付申請書〔様式第1号〕(所定様式)
- ・事業実施計画書(所定様式)
- ・収支予算書(所定様式)
- ・参加募集チラシ(案でも可)
- ・債権者登録申請書
- ・団体規約、総会資料等(①のオ その他青少年の健全育成に資する団体に該当する場合)

⑦ 申請書の提出期限

事業実施日の1ヶ月前までに、必ず申請書類を提出すること。

⑧ 報告書の提出について

事業完了後15日以内に、下記のとおり必要書類を提出すること。

- ・実績報告書〔様式第4号〕(所定様式)

- ・事業実施報告書（所定様式）
- ・収支決算書（所定様式）
- ・領収書等の支出関係書類（必ず品目・数量・単価がわかる明細（レシート等）を添付）
- ・活動写真（子どもたちが自ら活動している様子がわかるもの）
- ・参加者名簿
- ・補助金交付請求書〔様式第5号〕（所定様式）

⑨ 年次別実績

年 次 別	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
件数・補助額	35 件	1,096 千円	68 件	2,168 千円	59 件	1,951 千円

9 家庭教育力向上

(1) 長野市家庭教育力向上事業

子どもたちの健やかな成長と豊かな人間形成のため、保護者・学校職員・地域住民を対象に、心身の成長発達、親の役割、安らぎのある楽しい家庭づくりなどについて考えるための講座を開催し、家庭教育のあり方について学び、考えることによって、家庭の教育力の向上を推進するもの。

① 申請対象団体

学校 PTA ※申請者は学校 PTA 会長

開催単位は、全校・学年・学級・PTA 専門部単位 等

※開催形態は問わない。

② 参加対象者

小・中学校の保護者、学校職員、地域住民など

③ 謝礼金額

1 PTA 単位で 1 講座 1 万円。1 PTA につき 1 回が限度

④ 講座形式

- ・講演会、講義、座談会、ワークショップ
- ・フォーラムディスカッション・パネルディスカッション・シンポジウム
- ・グループワーク形式
- ・学級での分散会・懇談会

※これらの形式を組み合わせることも可能

⑤ 講座内容

- ・家庭教育の重要性について意識啓発を図り、各家庭における家庭教育の充実を目標とする
- ・個々の家庭の相違を認めながら、「事実から学ぶ」「経験から学ぶ」「子どもの姿から学ぶ」等、具体的に実践的な講座内容とする
- ・学校とも講座内容について協議する

※次に挙げるような体験活動等の講座は、本事業の対象とはしない。

- ・「しめなわ作り体験」等、ものづくり体験を中心とした講座
- ・「音楽鑑賞」「演劇鑑賞」等、鑑賞を中心とした講座

- ・「防犯についての体験」等、安全に関する体験を中心とした講座
- ・「読み聞かせ会」等、読書活動を中心とした講座
- ・「エアロビクス」等、運動体験や健康作りを対象とした講座
- ・市教委や県教委の指導主事が講師の講座

⑥ 年次別実績

年 次 別	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
件 数・参加のべ人数	9 件	2,067 人	8 件	2,180 人	8 件	2,981 人

(2) 長野市家庭教育力向上啓発事業

「家庭教育力の向上」を目指し、長野市教育振興基本計画にあわせた事業の実施。

ア 家庭教育力向上啓発リーフレット等の配布

- ・ポスター「長野市大人と子どもの心得八か条」（市内小・中学校1年生）
- ・乳幼児保護者向けリーフレット「すくすくガイド」（保健センター「7～8 ヶ月児 健康教室」）

イ 家庭の学び講座の実施

長野市保健センター 8 会場、107 回、1,913 組

(3) 家庭教育講座

家庭教育力、地域の教育力の向上を願い、各地区に講師を派遣して実施。

年次別実績(申請数)

年 次 別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	0 件	1 件	2 件

資 料

1 長野市青少年保護育成条例関係

(1) 長野市青少年保護育成条例

平成 14 年 9 月 27 日
長野市条例第 37 号

改正 平成16年12月28日条例第163号
平成21年12月28日条例第130号
平成28年 9月30日条例第 57号
令和 4年 3月30日条例第 10号

長野市青少年保護育成条例（昭和 53 年長野市条例第 26 号）の全部を改正する。

(目 的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成を図るため、これを阻害するおそれのある環境及び行為から青少年を保護することを目的とする。

(この条例の解釈及び適用)

第2条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、いやしくも拡張して解釈することによって何人に対しても、その自由及び権利を不当に制限することがあってはならない。

(定 義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 小学校就学の始期から満 18 歳に達するまでの者をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人その他の者で青少年を現に監護するものをいう。
- (3) 図書類 書籍、雑誌、文書、図画、音盤（録音テープを含む）、写真、フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、ディー・ブイ・ディー、シー・ディー・ロムその他映像又は音声記録されているものをいう。

(市の責務)

第4条 市は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護する施策を策定し、及び実施するとともに、市民による青少年の健全な育成に関する活動を支援するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、青少年の健全育成を図ることが市民一人ひとりに課せられた責務であることを深く認識し、相互に連携して、健全育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護するとともに、青少年を取り巻く社会環境の浄化に努めなければならない。

2 保護者は、青少年を健全に育成することが本来の責務であることを深く自覚し、青少年を常に温かい環境の中で保護し、及び教育するよう努めなければならない。

(有害図書類の指定及び販売等の禁止等)

第6条 何人も、図書類又は規則で定める方法により得た映像若しくは音声で、その内容の全部又は一部が著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又ははなはだしく性的感情を刺激して青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものについては、これを青少年に読ませ、見せ、聴かせないように努めなければならない。

2 市長は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。

(1) 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの

(2) 青少年の性的感情をはなはだしく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの

3 市長は、前項の規定により有害図書類を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する図書類は、第2項の規定による指定があったものとみなす。

(1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が、20ページ以上又は当該書籍又は雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの。

(2) 卑わいな姿態等を被写体とした写真（印刷されたものを除く。）で規則で定めるもの

(3) カード、ちらしその他これらに類する印刷物であつて、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものが印刷されているもの

(4) フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、ディー・ブイ・ディー、シー・ディー・ロムその他映像が記録されているもので、卑わいな姿勢等を描写した場面で規則で定めるものが合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が20場面以上若しくは総場面数の3分の1以上を占めるもの

5 何人も、青少年に対し、有害図書類を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、見せ、若しくは聴かせてはならない。

6 図書類の販売又は貸付けを営む者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して、営業所内の容易に監視することのできる場所又は青少年の目に付かない場所に陳列し、当該場所に青少年の購入、借受け、閲覧、視聴及び聴取を禁ずる旨の掲示をしなければならない。

7 市長は、図書類の販売又は貸付けを営む者が前項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、有害図書類の陳列場所若しくは陳列方法の変更又は同項の掲示をするよう勧告することができる。

8 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

- 9 第6項の規定は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（同項第8号の営業を除く。）、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所（以下「青少年立入禁止場所」という。）において図書類の販売又は貸付けを営む者については、適用しない。

（自動販売機等の設置の届出等）

第7条 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）を用いて図書類の販売又は貸付けを営もうとする者は、図書類の販売又は貸付けのための自動販売機等を設置しようとするときは、当該自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の15日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）
 - (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）
 - (3) 自動販売機等に収納する図書類の種類
 - (4) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
 - (5) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日
 - (6) 自動販売機等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）の氏名、住所及び電話番号
 - (7) 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項
- 2 前項第6号の自動販売機等管理者は、規則に定める要件を満たした者であつて、自動販売機等に収納されている図書類が有害図書類に該当することとなつたときは、直ちに当該有害図書類を自動販売機等から撤去する措置を取ることができる者でなければならない。この場合において、自動販売機等を用いて図書類の販売又は貸付けを営もうとする者が市内に居住する者であるときは、当該者が自動販売機等管理者を兼ねることができる。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、届出に係る事項に変更があつたとき又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又はその廃止した日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第1項の規定による届出をした者は、設置する自動販売機等の見やすい箇所に、その氏名、住所及び電話番号又は名称、主たる事務所の所在地及び電話番号を明確に表示しなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも、同様とする。

（有害図書類の自動販売機等への収納の禁止等）

第8条 自動販売機等を用いて図書類の販売又は貸付けを営む者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）は、有害図書類を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等に現に収納されている図書類が有害図書類に該当することとなったときは、直ちに当該有害図書類を自動販売機等から撤去しなければならない。

3 前2項の規定は、青少年立入禁止場所に設置される自動販売機については、適用しない。

(興行の観覧の自主規制等)

第9条 何人も、映画、演劇、演芸、見せ物その他これらに類するもの（以下「興行」という。）で、その内容の全部又は一部が著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又ははなはだしく性的感情を刺激して青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものについては、青少年に観覧させないように努めなければならない。

2 興行の主催者又は興行場の経営者は、当該興行が前項に該当すると認められるときは、当該興行期間中、入場しようとする者の見やすい箇所に青少年の入場を禁ずる旨を掲示し、その入場禁止に努めなければならない。

(広告物の掲出の制限)

第10条 市長は、広告物の形態又は内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、当該広告物の撤去又はその形態若しくは内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの

(2) 青少年の性的感情をはなはだしく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの

2 前項の規定は、青少年立入禁止場所において外部から見えない場所に提出され、又は表示されている広告物については、適用しない。

(質物の受入れ及び古物等の買受けの制限)

第11条 質屋（質屋営業法（昭和25年法律第108号）第1条第2項に規定する質屋をいう。以下同じ。）又は古物商（古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商をいう。以下同じ。）若しくは金属くず商若しくは金属くず行商（金属くず商及び金属くず行商に関する条例（昭和32年長野県条例第37号）第2条第2項及び第3項に規定する金属くず商又は金属くず行商をいう。以下同じ。）は、青少年から物品若しくは有価証券を質に取って金銭を貸し付け、又は古物（書籍を除く。）若しくは金属くずを買い受けてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第12条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してされ、又は青少年がこれらの行為を知って、その場所の提供又は周旋をしてはならない。

- (1) 淫行又はわいせつ行為
- (2) 飲酒又は喫煙
- (3) 暴力行為
- (4) 賭博行為
- (5) 麻薬、覚せい剤又は大麻を使用する行為
- (6) 前号に掲げるもののほか、催眠、興奮、幻覚、麻酔等の作用を有する薬品及びこれを含有する物で規則で定めるものをみだりに使用する行為

(危険物所持の禁止)

第13条 何人も、法令に定めがあるもののほか、危害を伴うがん具類及び器具類（学用品を除く。）を青少年に所持させてはならない。

(深夜外出の注意義務)

第14条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、深夜（午後11時から翌日の午前4時までの時間をいう。）その監護に係る青少年が外出する場合においては、自ら同行し、又は成年者に委嘱して同行させるよう努めなければならない。

(自動販売機による販売の自主規制)

第15条 自動販売機により次に掲げる物品を販売しようとする者は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び幼稚園を除く。）をいう。）及び教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条に規定する教育機関をいう。）（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周辺で規則で定める区域内において販売をしないように努めなければならない。

- (1) 避妊用具、性具その他これらに類するもの
- (2) 形状又は機能がはなはだしく性的感情を刺激するもの

(審議会への諮問)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、長野市青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 第6条第2項の規定により指定しようとするとき。
- (2) 第6条第8項の規定により勧告に従うべきことを命じようとするとき。
- (3) 第10条第1項の規定により措置を命じようとするとき。

2 市長は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで指定し、又は措置等を命じたときは、その旨を速やかに審議会に報告しなければならない。

(立入調査等)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定した者に、営業を行っている時間内に、次の各号に掲げる場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

- (1) 図書類の販売又は貸付けを営む者の営業の場所又は図書類の自動販売機等の設置場所
- (2) 広告物の広告主又は管理者の営業の場所又は広告物を提出した場所
- (3) 質屋、古物商、金属くず商又は金属くず行商の営業の場所

2 前項の規定により立入り、調査等を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめこれを関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り、調査、質問又は資料の提出を求める権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰 則)

第18条 第12条の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第8条第1項又は第2項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第5項の規定に違反した者
- (2) 第10条第1項の規定による措置命令に従わなかった者
- (3) 第11条の規定に違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第8項の規定による命令に従わなかった者
- (2) 第7条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 前条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは虚偽の陳述をし、又は資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(免責規定)

第20条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年に対しては適用しない。

(委 任)

第21条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に自動販売機等を用いて図書類の販売又は貸付けを営んでいる者は、改正後の長野市青少年保護育成条例第7条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の15日前までに」とあるのは、「平成15年4月30日までに」とする。

(長野市青少年健全育成審議会条例の一部改正)

- 3 長野市青少年健全育成審議会条例(昭和60年長野市条例第14号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(豊野町の編入に伴う経過措置)

- 4 豊野町の編入の日前に豊野町有害図書等規制に関する条例(平成16年豊野町条例第3号)の規定により豊野町長に対して行った自動販売機の設置の届出は、この条例の相当規定により市長に対して行った自動販売機の設置の届出とみなす。

- 5 豊野町の編入の日に現に豊野町の区域内において自動貸出機を用いて図書類の貸付けを営んでいる者は、第7条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の15日前までに」とあるのは、「平成17年3月31日までに」とする。

(戸隠村、鬼無里村及び大岡村の編入に伴う経過措置)

- 6 前項の規定は、戸隠村、鬼無里村及び大岡村の編入の日に現に戸隠村、鬼無里村及び大岡村の区域内において自動販売機等を用いて図書類の販売又は貸付けを営んでいる者について準用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 7 第18条及び第19条の規定は、豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村の区域内においてした行為に対しては、平成17年3月31日までの間は、適用しない。

(信州新町及び中条村の編入に伴う経過措置)

- 8 信州新町及び中条村の編入の日に現に信州新町及び中条村の区域内において自動販売機等を用いて図書類の販売又は貸付けを営んでいる者は、第7条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の15日前までに」とあるのは、「平成22年3月31日までに」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 9 第18条及び第19条の規定は、信州新町及び中条村の区域内においてした行為に対しては、平成22年3月31日までの間は、適用しない。

附 則(平成16年12月28日条例第163号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成21年12月28日条例第130号)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成28年9月30日条例第57号)

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定又は同法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされた者については、この条例による改正後の長野市青少年保護育成条例第3条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(2) 長野市青少年保護育成条例施行規則

〔平成14年9月27日〕
〔長野市規則第32号〕

改正 平成17年3月30日規則第18号

令和3年11月10日規則第48号

長野市青少年保護育成条例施行規則（昭和53年長野市規則第30号）の全部を改正する。

（趣 旨）

第1条 この規則は、長野市青少年保護育成条例（平成14年長野市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（規則で定める方法）

第2条 条例第6条第1項に規定する規則で定める方法は、インターネットその他これに類する方法とする。

（有害図書類の指定の基準）

第3条 条例第6条第2項第1号及び第10条第1項第1号に規定する規則で定める基準は次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 暴力をことさら賛美するような表現をし、又は描写しているもの
- (2) 残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行等の場面又は拷問、私刑、虐待等による肉体的若しくは精神的苦痛を刺激的に表現し、又は描写しているもの
- (3) 殺人、傷害、暴行、強盗等の準備若しくは実行行為の手段若しくは経過を詳細かつ刺激的に表現し、又は描写しているもの
- (4) その他表現又は描写が前3号と同程度に青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

2 条例第6条第2項第2号及び第10条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現し、若しくは描写し、正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるもの
- (2) 性交、自慰、変態性欲に基づく性行為その他の性行為を露骨に表現し、又は描写しているもの
- (3) せりふ、説明、口上、音楽等が正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるもの
- (4) その他表現又は描写が前3号と同程度に青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

3 条例第6条第4項第1号から第3号までに規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ア 大たい部を開いた姿態
- イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
- ウ 男女間の愛ぶの姿態
- エ 自慰の姿態
- オ 排せつの姿態
- カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- ア 性交又はこれを連想させる行為
- イ 強姦その他のりょう辱行為
- ウ 同性間の行為
- エ 変態性欲に基づく行為

4 条例第6条第4項第4号に規定する規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）とする。

（指定の公示）

第4条 条例第6条第3項の規定による指定の公示は、長野市公告式条例（昭和41年長野市条例第1号）別表の掲示場に掲示して行うものとする。

（自動販売機等の設置の届出書等）

第5条 条例第7条第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 届出者の住民票の写し（法人にあっては、その法人の登記事項証明書）
- (2) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類
- (4) 自動販売機等管理者の住民票の写し
- (5) 自動販売機等管理者が次条第3号及び第4号の要件を満たすことを証する書類

3 条例第7条第3項の規定による変更又は廃止の届出は、自動販売機等届出事項変更（廃止）届出書（様式第2号）によるものとする。この場合において、次に各号に掲げる事項に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 自動販売機等取扱業者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）の変更 前項第1号に掲げる書類
- (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）の変更 前項第2号及び第3号に掲げる図面及び書類
- (3) 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号の変更 前項第4号及び第5号に掲げる書類

4 条例第7条第4項の規定による表示は、自動販売機等届出済証（様式第3号）によるものとする。

（自動販売機等管理者の要件）

第6条 条例第7条第2項の規則に定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 未成年者でないこと。
- (2) 市内に住所を有し、かつ居住していること。
- (3) 条例に定める自動販売機等管理者の義務の履行に関し、自動販売機等取扱業者から一切の権限を付与されていること。
- (4) 条例に定める自動販売機等管理者の義務を履行することを承諾していること。

（催眠等の作用を有する物の範囲）

第7条 条例第12条第6号の規則で定めるものは、トルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料とする。

（指定区域）

第8条 条例第15条の規則で定める区域内は、同条に規定する学校及び教育機関の敷地から200メートルの範囲内とする。

（立入調査員の指定）

第9条 条例第17条第1項の規定により立入り、調査等を行う者の指定は、長野市教育委員会事務局及び教育機関の職員のうちから行うものとする。

（立入調査員証）

第10条 条例第17条第2項の規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第4号）によるものとする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月10日規則第48号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

自動販売機等設置届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所

氏名

（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名）

連絡先（電話）

次のとおり自動販売機等（自動販売機・自動貸出機）を設置したいので、長野市青少年保護育成条例第7条第1項の規定により届け出ます。

自動販売機等の設置場所	長野市
土 地 の 提 供 者	住所 氏名（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名） 連絡先（電話）
自動販売機等に収納する 図書類の種類 （該当するものに○印）	書籍、雑誌、文書、図画、音盤（録音テープを含む。）写真、 フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、ディー・ブイ・ディー、 シー・ディー・ロム、その他 （ ）
自動販売機等の名称、形式 及び製造番号	名称 型式 製造番号
販売又は貸付けを開始しようとする年月日	年 月 日
自動販売機等管理者	住所 氏名 連絡先（電話）

添付書類

- 1 住民票の写し（法人にあつては、その法人の商業登記簿の謄本）
- 2 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- 3 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類
- 4 自動販売機等管理者の住民票の写し
- 5 自動販売機等管理者が長野市青少年保護育成条例施行規則第6条第3号及び第4号の要件を満たすことを証する書類

様式第2号（第5条関係）

自動販売機等届出事項変更（廃止）届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所

氏名

（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名）

連絡先（電話）

次のとおり自動販売機等（自動販売機・自動貸付機）の届出に係る事項を変更（使用を廃止）したので、長野市青少年保護育成条例第7条第3項の規定により届け出ます。

自動販売機等の設置場所	長野市
自動販売機等の名称、型式 及び製造番号	名称 型式 製造番号
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日
廃 止 年 月 日	年 月 日

注 自動販売機等の設置場所を変更した場合は、自動販売機等の設置場所欄には、変更前の設置場所を記載すること。

添付書類

- 1 氏名、住所及び電話番号（名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）の変更の場合
 - (1) 住民票の写し（法人にあつては、その法人の商業登記簿の謄本）
- 2 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号（名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）の変更の場合
 - (1) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
 - (2) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類
- 3 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号の変更の場合
 - (1) 自動販売機等管理者の住民票の写し
 - (2) 自動販売機等管理者が長野市青少年保護育成条例施行規則第6条第3号及び第4号の要件を満たすことを証する書類

様式第3号（第5条関係）

10 センチ メートル	自 動 販 売 機 等 届 出 済 証	
	届 出 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 （ ） —
	設 置 場 所	長野市
	設 置 年 月 日	年 月 日
		20 センチメートル

備考 地は白地、枠及び文字は黒色とする。

様式第4号（第10条関係）

（表）

6 セ ン チ メ ー ト ル	写 真	立 入 調 査 員 証		第 号
		所属名 職 名 氏 名	年 月 日生	
上記の者は、長野市青少年保護育成条例第17条第2項に規定する立入調査員であることを証明する。				
年 月 日				
長野市長				印
9センチメートル				

（裏）

長野市青少年保護育成条例（抜すい）
（立入調査等）
第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定した者に、営業を行っている時間内に、次の各号に掲げる場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。
(1) 図書類の販売又は貸付けを営む者の営業の場所又は図書類の自動販売機等の設置場所
(2) 広告物の広告主又は管理者の営業の場所又は広告物を掲出した場所
(3) 質屋、古物商、金属くず商又は金属くず行商の営業の場所
2 前項の規定により立入り、調査等を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめこれを関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入り、調査、質問又は資料の提出を求める権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 長野市青少年錬成センターの設置及び管理に関する条例

昭和 57 年 3 月 30 日
長野市条例第 43 号

改正 昭和 59 年 3 月 30 日条例第 41 号	昭和 63 年 3 月 30 日条例第 15 号
平成元年 3 月 30 日条例第 30 号	平成 9 年 3 月 27 日条例第 21 号
平成 12 年 12 月 25 日条例第 60 号	平成 16 年 12 月 28 日条例第 181 号
平成 17 年 12 月 28 日条例第 82 号	平成 19 年 3 月 29 日条例第 27 号
平成 20 年 12 月 25 日条例第 58 号	平成 31 年 3 月 29 日条例第 10 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、長野市青少年錬成センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第 2 条 青少年の心身の健全な育成に資するため、センターを長野市大字山田中 2100 番地に設置する。

2 長野市青少年錬成センター分館を長野市大字山田中 2574 番地に設置する。

(指定管理者による管理)

第 3 条 センターの管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) センターの効用を増加させる自主事業に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか教育委員会が定める業務

第 5 条 削除

(休館日等)

第 6 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、それらの日の翌日）
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

2 長野市青少年錬成センター分館の利用期間は、5 月 1 日から 10 月 31 日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、必要な条件を付けることができることができる。

2 センターを継続して利用することができる期間は、3日を限度とする。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の許可を拒否し、退館を命じ、又はその他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他利用が不適当と認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の条件を変更し、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条件に違反したとき。
- (2) 利用の条件に違反したとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(利用料金)

第9条 第7条第1項に規定する利用の許可を受けた者は、別表に定めるセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 指定管理者は、市長の定める基準により、利用料金を割り引き、若しくは無料とし、又はその全部若しくは一部を返還することができる。

(賠償責任)

第10条 故意又は過失によりセンターの施設等を破損し、又は滅失した者は、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 この条例に違反し、第三者に損害を及ぼした者は、その責めを負わなければならない。

(原状回復)

第11条 利用者は、センターの利用が終了したとき又は利用の許可を取り消され、若しくは利用の停止を命じられたときは、直ちに設備を原状に復さなければならない。

(委 任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月30日条例第41号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の長野市青少年錬成センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以降の使用に係る使用料を納付している者は、改正後の長野市青少年錬成センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

附 則 (昭和63年3月30日条例第15号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月30日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の(中略)長野市青少年錬成センターの設置及び管理に関する条例(中略)の規定に基づいてこの条例の施行の日以降の使用に係る使用料(中略)を納付している者は、改正後の(中略)長野市青少年錬成センターの設置及び管理に関する条例(中略)の規定に基づく使用料(中略)を納付したものとみなす。

附 則 (平成9年3月27日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の長野市青少年錬成センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以降の使用に係る使用料を納付している者は、改正後の長野市青少年錬成センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

附 則 (平成12年12月25日条例第60号)

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月28日条例第181号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月28日条例第82号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(指定管理者制度の導入に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の長野市青少年錬成センターの設置及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により教育委員会が行った使用の許可その他の行為又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定により教育委員会に対して行っている使用の許可の申請その他の行為は、改正後の長野市青少年錬成センターの設置及び管理に関する条例の相当規定により地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条

の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行った利用の許可その他の行為又は指定管理者に対して行った利用の許可の申請その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月29日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日から施行日にかけて長野市青少年錬成センターに宿泊する者の宿泊に係る料金については、なお従来例による。

附 則（平成20年12月25日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の長野市勤労者女性会館しなのき設置及び管理に関する条例、第3条の規定による改正後の長野市ふれあい福祉センターの設置及び管理に関する条例、第4条の規定による改正後の長野市信州新町福祉センターの設置及び管理に関する条例、第5条の規定による改正後の長野市豊野東部地区集会所の設置及び管理に関する条例、第6条の規定による改正後の長野市信州新町水防会館の設置及び管理に関する条例、第7条の規定による改正後の長野市中条会館の設置及び管理に関する条例、第9条の規定による改正後の長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例、第10条の規定による改正後の長野市ヘリポートの設置及び管理に関する条例、第11条の規定による改正後の長野市地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例、第12条の規定による改正後の長野市戸隠交流促進施設の設置及び管理に関する条例、第13条の規定による改正後の長野市鬼無里ふるさと体験施設の設置及び管理に関する条例、第14条の規定による改正後の長野市地域特産物販売施設の設置及び管理に関する条例、第17条の規定による改正後の長野市飯綱高原運動広場の設置及び管理に関する条例、第18条の規定による改正後の長野市戸隠交流集會施設の設置及び管理に関する条例、第19条の規定による改正後の長野市戸隠民舞伝習施設の設置及び管理に関する条例、第20条の規定による改正後の長野市戸隠観光施設の管理に関する条例、第21条の規定による改正後の長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設鬼無里の湯の設置及び管理に関する条例、第23条の規定による改正後の長野市鬼無里山岳公園条例、第24条の規定による改正後の長野市大岡観光施設の設置及び管理に関する条例、第25条の規定による改正後の長野市大岡アルプス展望公園施設の設置及び管理に関する条例、第26条の規定による改正後の長野市大岡交流施設大岡温泉の設置及び管理に関する条例、第28条の規定による改正後の長野市信州新町萩野森の家設置及び管理に関する条例、第29条の規定による改正後の長野市中条地域振興施設やきもち家の設置及び管理に関する条例、第30条の規定による改正後の長野市若里多目的スポーツアリーナ及び長野市若里市民文化ホールの設置及び管理に関する条例、第31条の規定による改正後の長野市農業振興施設の設置及び管理に関する条

例、第 32 条の規定による改正後の長野市市民農園の設置及び管理に関する条例、第 34 条の規定による改正後の長野市大岡農村文化交流センターの設置及び管理に関する条例、第 35 条の規定による改正後の長野市立公民館条例、第 36 条の規定による改正後の長野市交流センターの設置及び管理に関する条例、第 37 条の規定による改正後の長野市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例、第 38 条の規定による改正後の長野市東部文化ホールの設置及び管理に関する条例、第 39 条の規定による改正後の長野市芸術館の設置及び管理に関する条例、第 40 条の規定による改正後の長野市少年科学センターの設置及び管理に関する条例及び第 41 条の規定による改正後の長野市青少年錬成センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後のこれらの施設等の使用等に係る使用料等について適用し、同日前のこれらの施設等の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行の日の前日からこの条例の施行の日にかけて、長野市戸隠観光施設、長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設鬼無里の湯、奥裾花観光センター、長野市大岡観光施設、長野市信州新町信州犀川交流センター、長野市信州新町萩野森の家又は長野市青少年錬成センターに宿泊する者の当該宿泊に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。
- 12 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長又は上下水道事業管理者が別に定める。

別表（第 9 条関係）

1 宿泊室利用料金（1 人あたり）

区 分	市 内 居 住 者		市 外 居 住 者	
	日 帰 り	宿 泊（1 泊）	日 帰 り	宿 泊（1 泊）
小・中学生	50 円	100 円	150 円	310 円
高 校 生	150 円	310 円	360 円	730 円
引 率 者	260 円	520 円	780 円	1,570 円
一 般	520 円	1,040 円	1,040 円	2,090 円

2 キャンプ場利用料金（テント 1 張 1 泊につき）

区分	市内居住者	市外居住者
保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校または社会教育団体が、高校生以下の者を対象とする青少年の健全育成を目的とした活動に利用する場合	無料	780 円
上記以外の場合	1,570 円	2,090 円

備考

- 1 利用時間は、宿泊の場合は利用開始日の午後 2 時から利用終了日の午前 11 時まで、日帰りの場合は、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。
- 2 引率者とは、保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校又は社会教育団体が高校生以下の者を対象とする青少年の健全育成を目的とした活動に利用する場合の引率者をいう。
- 3 市内居住者とは次に掲げる者をいい、市外居住者とは市内居住者以外の者をいう。

- (1) 利用の申請者が個人である場合は、市内に住所を有する者
 - (2) 利用の申請者が団体である場合は、市内に住所を有する団体（団体が住所を有しない場合にあつては、代表者が市内に住所を有する団体）
- 4 社会教育団体とは、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。
- 5 暖房費等は、実費を徴収する。

3 長野市少年育成センター条例関係

(1) 長野市少年育成センター条例

〔平成16年3月30日
長野市条例第28号〕

改正 平成18年6月30日条例第51号 平成22年3月30日条例第23号

平成23年3月30日条例第11号

長野市少年補導センター条例（昭和49年長野市条例第21号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 少年に関する指導、相談活動等を総合的かつ効果的に推進し、もって少年の健全な保護育成を図るため、長野市少年育成センター（以下「センター」という。）を長野市大字鶴賀547番地1に設置する。

（定義）

第2条 この条例において「少年」とは、20歳未満の者をいう。

（業務）

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）街頭指導に関すること。
- （2）環境浄化に関すること。
- （3）少年相談に関すること。
- （4）長野市青少年保護育成条例（平成14年長野市条例第37号）に関すること。
- （5）広報・啓発に関すること。
- （6）次条の少年育成委員の研修に関すること。
- （7）関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- （8）その他少年の保護育成に関すること。

（少年育成委員）

第4条 市長は、センターの業務を推進するため、少年育成委員を委嘱するものとする。

2 少年育成委員に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に従前の少年補導委員である者は、この条例の施行の日、改正後の長野市少年育成センター条例第4条第2項の規定により、育成委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における従前の少年補導委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成18年 6 月30日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 3 月30日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日に新たに委嘱することとなる少年育成委員の任期は、この条例による改正後の長野市少年育成センター条例第 4 条第 3 項本文の規定にかかわらず、同日において現に少年育成委員である者の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成23年 3 月30日条例第11号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（2）長野市少年育成センター条例施行規則

〔平成 16 年 3 月 30 日
長野市規則第 29 号〕

改正 平成 23 年 3 月 30 日規則第 12 号 平成 24 年 2 月 20 日規則第 2 号

平成 25 年 2 月 20 日規則第 7 号 平成 26 年 3 月 28 日規則第 6 号

平成 29 年 11 月 20 日規則第 35 号

長野市少年補導センター条例施行規則（昭和49年長野市規則第 6 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、長野市少年育成センター条例（平成16年長野市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（保護育成の基本方針）

第 2 条 少年の指導及び相談については、問題の真相を的確に把握するとともに、その個人情報を保護し、常に少年の将来を考慮し、愛情をもって適切な措置を取るものとする。

（職員）

第 3 条 長野市少年育成センターに、所長及び所長補佐のほか、必要な職員を置く。

（職務）

第 4 条 所長は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 所長補佐は、上司の命を受け、所長の職務を補佐し、所属職員を指揮監督する。

3 職員は、上司の命を受け、分担事務に従事する。

（少年育成委員の定数）

第 5 条 少年育成委員の定数は110人以内とする。

(少年育成委員の職務)

第6条 少年育成委員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 街頭指導に関すること。
- (2) 環境浄化に関すること。
- (3) 前2号に係る記録等の作成に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(少年育成委員の任期)

第7条 少年育成委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(身分証明書)

第8条 市長は、少年育成委員に別記様式による身分証明書を交付する。

- 2 少年育成委員は、職務に従事するときは、前項の身分証明書を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の長野市少年補導センター条例施行規則の規定に基づき交付している身分証明書は、当分の間、必要な補正を加えて使用することができる。

附 則 (平成23年3月30日規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月20日規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月20日規則第7号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日規則第6号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月20日規則第35号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日に長野市少年育成センター条例（平成16年長野市条例第28号）第4条第1項の規定により新たに委嘱することとなる少年育成委員の任期は、この規則による改定後の長野市少年育成センタ

一条例施行規則第7条本文の規定にかかわらず、同日において現に少年育成委員である者の任期の残任期間と同一の期間とする。

別記様式（第8条関係）

（表）

長野市 少年育成センター		No.
少年育成委員証		
氏 名		
長野市長		

（裏）

1	この証は他人に貸与してはならない。
2	この証は、少年育成委員として活動する場合のほか 使用してはならない。
3	この証を紛失し、又は汚損したときは、届出なけれ ばならない。
4	この証の有効期間は、 年 月 日まで とする。
	年 月 日 交付

4 長野市子どもわくわく体験事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、子どもの健全育成を図るため、市内の青少年育成団体等が実施する子どもの体験活動を内容とする事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 各地区 第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条のそれぞれの地区をいう。
- (2) 子ども 満4歳から中学3年生までの者をいう。
- (3) 子どもの体験活動 第3第1項各号に掲げる団体が実施する地域の子どもの対象とする自然体験活動、生活体験活動、歴史伝統知恵の継承活動、科学・工作体験活動等をいう。

(交付の対象となる団体及び事業)

第3 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 各地区の住民自治協議会
- (2) 単位子ども会育成会
- (3) 地域公民館
- (4) 小中学校単位PTA
- (5) その他青少年の健全育成に資する団体として教育委員会が認める団体

2 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を満たす事業とする。

- (1) 子どもの体験活動に参加する子どもの人数が5人以上であること。
- (2) 子どもの体験活動に要する経費が5,000円以上であること。

(補助金の対象経費及び補助率等)

第4 補助金の交付の対象となる経費は、子どもの体験活動を内容とする事業に要する経費とし、補助率は、当該経費の3分の2以内とする。

2 補助金の額は、1事業につき10万円を限度とする。

3 一の年度において交付する補助金の回数は、1団体につき2回を限度とする。

(補助金の申請等)

第5 規則第3条に規定する申請書は、長野市子どもわくわく体験事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業に係る実施計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、市長が別に定める。

(補助事業の内容の変更等)

第6 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市子どもわくわく体験事業変更承認申請書(様式第2号)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市子どもわくわく体験事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

(実績報告)

第7 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市子どもわくわく体験事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助事業に係る実施報告書

(2) 補助事業に係る収支決算書

(3) 補助事業に係る領収書の写し

(4) 参加者名簿

(5) 事業実施の際に使用した資料等

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求書)

第8 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市子どもわくわく体験事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(補 則)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(長野市子ども体験活動等活性化事業補助金交付要綱の廃止)

2 長野市子ども体験活動等活性化事業補助金交付要綱(平成16年長野市告示第333号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行し、同日以後に補助金の交付の申請があった子どもの体験活動に係る補助金について適用する

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月28日長野市告示第 655 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

5 令和7年度 長野市青少年健全育成審議会委員名簿

任期：令和7年6月1日～令和9年5月31日

氏 名	所 属 団 体 等
宮 尾 悟 良	3区高等学校長会
南 澤 圭 子	長野市民生委員児童委員協議会
押 鐘 真 弓	長野市PTA連合会
浅 川 信 晶	長野市幼稚園・認定こども園連盟
小 林 仁 志	長野上水内校長会
青 木 恵里子	長野県弁護士会 長野在住会
水 口 崇	信州大学教育学部
下 寄 正 和	長野中央警察署
長谷川 啓 之	長野家庭裁判所
坂 本 里 沙	長野県中央児童相談所
母 袋 卓 郎	長野県インターネットプロバイダ防犯連絡協議会
和 田 雅 樹	若穂地区住民自治協議会
牧 野 義 明	一般公募
宮 澤 佑 季	一般公募

**令和 7 年度
青少年健全育成事業の概要**

発 行 長野市教育委員会
編 集 長野市教育委員会事務局家庭・地域学びの課
TEL 026-224-5082

令和 7 年 6 月

表紙の絵

令和6年度 長野市青少年健全育成作品コンクールポスター最優秀作品 滝沢 純白さん 青木島小学校 5 年(当時)